

「大学教育のデジタルイゼーション・イニシアティブ推進委託事業」 実施要項

令和3年4月21日
高等教育局長裁定

1. 趣 旨

大学教育のデジタルイゼーション・イニシアティブ（以下、「スキーム D」という。）は、Society 5.0 に求められる、課題を発見・解決し新たな価値を創造できる人材育成に向けて、デジタル技術を上手く活用し、大学教育の価値を最大限に高め、学生中心の新しい学びを創造するデジタルイゼーションプロジェクトである。ピッチイベント、メンタリング、コミュニティの形成等を通じて、新たな大学教育に挑戦するイノベーターを応援していく。また、企業や投資家に大学教育への参画を積極的に促すことで、社会全体で学生を育てるエコシステムを醸成することを目標とするものである。

2. 委託業務の内容

文部科学省に設置する「スキーム D 運営委員会」（以下、「運営委員会」という。）における議論を踏まえ、プロジェクト推進に係る事務局を設置し、運営すること。また、事務局の運営に当たっては、イベントの開催、メンタリングの実施、ネットワーキング、広報、委員会運営補助の業務を行うこと。

3. 業務の委託先

委託業務の実施主体として、高等教育局長が適当であると認めた日本の法人格を有する団体（以下「団体等」という。）とする。

4. 委託期間

原則として、契約を締結した日から同年度の3月31日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（設備備品費、人件費（賃金）、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託先が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であ

ると認めるときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 業務完了（廃止等）の報告

委託先は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）、廃止又は中止したとき（以下「廃止等」という。）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8の委託業務完了（廃止等）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文部科学省は、委託先における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。